

4 応援要請

地震等緊急時において、被災地方公共団体からの応援要請は応援活動の起点となる重要な行為であり、被災水道事業体は、本手引きの枠組みに基づき、水道水の早期確保に向けて、時機を逸することなく応援要請を行うことが必要である。

このため、各水道事業体は、応援要請先・連絡体制の確認や受援マニュアルの整備など、平時より応援要請の迅速化に向けた取組みを一層進めることを前提としつつ、地震等緊急時には、応援要請に係る速やかな判断を図るものとする。

また、応援要請に当たっては、地方支部、都府県支部等の枠組みによる要請が原則となり、地方支部長、都府県支部長等がその中心的な役割を担うことになる。

特に令和6年能登半島地震をはじめ近年の災害では、職員が少なく運営体制が脆弱な水道事業体が被災した場合、応援要請の判断と応援受入に向けた準備に時間を要したケースがあったため、被災都府県支部長等は、早期に先遣調査隊を派遣し、これらの調整に積極的に関与するなど、被災水道事業体の速やかな判断を促すものとする。

【この節の内容】

4-1 応援の要請

4-2 応援準備態勢

4-3 応援先の決定

4-4 応援隊の出動

4-5 中継水道事業体

4-6 支援拠点水道事業体

4-1 応援の要請

(1) 応援の種類

本手引きの枠組みによる応援の種類は、おおむね次のとおりとする。

- 応急給水活動（給水車の派遣等）
- 応急復旧活動（応急復旧に従事する職員の派遣等）
- 技術的支援（施設の復旧等に関わる技術的助言に関する支援等）
- 応急給水・応急復旧に必要な物資・資機材等の提供
- その他必要な事項

(2) 要請の方法

応援の要請は、情報連絡体制と同様、地方支部及び都府県支部等の枠組みによる

(3) 非会員からの要請

都道府県等の行政機関からの要請があった場合には、本協会会員以外の水道事業体に対しても、会員と同様に応援活動を行う。

ただし、その際の費用負担については、本手引きによる基本的な考え方を適用することを確認する必要がある(p. 26「7 費用負担の基本的な考え方」参照)。

(4) 水道事業体以外からの要請

本手引きの枠組みは会員相互の応援活動であるため、応援要請の起点は被災水道事業体とする。

このため、日本水道協会救援本部、地方支部長、都府県支部長等に対し個別の民間施設等から直接給水の依頼等があった際は、必要に応じ、速やかに被災水道事業体に情報提供する。

4-2 応援準備態勢

被災都府県支部等内の水道事業体は、発災後直ちに震度等に応じた応援準備態勢を整える（表 4-1 参照）。

また、その他の都府県支部等については、被災地方支部長の指示により応援準備態勢を整え、他の地方支部については、日本水道協会救援本部の指示によるものとする。

なお、水道事業体は、所属する都府県支部長等からの指示を受けて、応援可能な車両（給水車等）の情報を書面により連絡する（資料 1, 様式 6 参照）。

また、水道事業体は、通常業務時間帯のみならず夜間、休日等においても早期の応援準備態勢の確立が図られるよう、職員参集方法や役割分担等をあらかじめ決めておくとともに、職員に対する周知徹底を図っておくことが重要である。

表 4-1 応援準備態勢の段階区分

【地震】

段 階	発令の時期	態 勢
注意態勢	震度 5 (弱) の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を主として行うが、状況により更に高度な配備に迅速に移行し得る態勢とする。
警戒態勢	震度 5 (強) の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を行うとともに、被災水道事業体の要請に応じて出動できる態勢とする。
非常態勢	震度 6 (弱) 以上の地震が発生したとき	情報収集及び連絡を密に行うとともに、応援体制の準備完了後、被災水道事業体の要請に応じて直ちに出動できる態勢とする。

(震度階級は気象庁の「計測震度」による)

【その他災害】

津波・大雨・大雪等において気象庁から特別警報が発表された場合など、災害が現に発生し又は発生するおそれがある場合は、上記区分に準じて準備態勢を整える。

4-3 応援先の決定（複数の地方支部による応援の場合）

(1) 応援先の決定の考え方

日本水道協会救援本部は、被災規模、被災地との距離、交通網等を総合的に判断の上、原則として隣接する地方支部から順次応援を要請する。

また、被災地方支部から追加の応援要請があった場合は、既に派遣されている応援地方支部に追加派遣の可否を確認の上、対応が難しい場合は、他の隣接する地方支部に応援を要請する。

なお、上記に当たっては、適宜、水道事業体間の協定等に配慮する。

(2) 応援先決定までの手続き

応援水道事業体の応援先は、日本水道協会救援本部、被災地方支部長、被災都府県支部長等、応援地方支部長が連携し、原則として以下の手続きで決定する。

【ケースA】応援台数充足時

応援可能な給水車の総数が要請台数に対し充足する場合

①日本水道協会救援本部⇒ 被災区域（都道府県又は市町村単位等）に対し応援地方支部を指定

②応援地方支部長 ⇒ 応援水道事業体の派遣先（被災水道事業体）を決定

【ケースB】応援台数不足時

広域災害等で、応援可能な給水車の総数が要請台数に対し不足する場合

①日本水道協会救援本部⇒ 各被災地方支部に対し応援台数を割り当てる

②被災地方支部長 ⇒ 各被災都府県支部等に対し応援台数を割り当てる

③被災都府県支部長等 ⇒ 各被災水道事業体に対して応援台数を割り当てる

④日本水道協会救援本部⇒ 被災区域（都道府県単位等）に対し応援地方支部を指定

⑤応援地方支部長 ⇒ 応援水道事業体の派遣先（被災水道事業体）を決定

※応援台数の割り当てに当たっては、合理的な基準（要請台数、断水戸数、重要給水拠点数等）を用い、総合的な判断により行う。

4-4 応援隊の出動

(1) 応援活動への出動

応援隊は、原則として所属する都府県支部長等からの要請に基づいて出動することとし、出動車両（給水車等）及び応急復旧班については、書面により都府県支部長等に連絡を行う（資料1, 様式6, 様式7 参照）。

なお、広域災害の初動期等には、応援隊の出動等に際し次のような状況も想定される。

- 応援先に関する情報が十分に得られない状態での出動
- 応援先未定のまま、中継水道事業体等を当面の目的地としての出動
- 複数の応援先に分かれた給水車の出動
- 被災水道事業体に到着後、活動の機会が得られず待機

こうした状況は、初動期の混乱によりやむを得ないものではあるが、可能な限り回避すべきであるため、被災水道事業体、日本水道協会救援本部、被災地方支部長及び被災都府県支部長等などの全ての関係者は、常にその解消に取り組む必要がある。

(2) 被災地に関する情報収集等

応援隊の出動に際し、応援水道事業体は日本水道協会救援本部又は先遣調査隊等を通じて被災地の情報収集に努める。

また、日本水道協会救援本部、被災地方支部長及び被災都府県支部長等は、被災水道事業体及び関係機関との連携により、現地へ至る交通機関の状況や道路情報、宿泊施設※等を収集し、適宜、応援水道事業体へ連絡するよう努める。

なお、道路状況、燃料供給、ライフライン（停電情報）、医療機関等の総合的な情報については、ISUT（内閣府・災害時情報集約支援チーム）や SOBO-WEB（内閣府・新総合防災情報システム）等も有効であることから、各応援水道事業体においては適宜利活用を図る。

※p. 235「**参考 4** 災害時における宿泊施設の情報提供に関する協定（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会）」を参照。

※上記協定の活用のほか、日本水道協会救援本部は、国土交通省と連携し、必要に応じてトレーラーハウス、船舶宿舍、公共施設など利便性の高い宿泊施設の確保に努める。

4-5 中継水道事業体

(1) 中継水道事業体の役割

広域災害等において、遠方の応援水道事業体から長距離の移動が必要な場合や情報の不足等により現地入りが困難な場合等には、応援水道事業体の移動補助を目的とした中継水道事業体を決定する。

具体的に、中継水道事業体には次のような役割がある。

- 応援車両の待機場所や職員の休憩場所の提供
- 応援先が決定されるまでの当面の目的地

(2) 中継水道事業体の決定

発災時における迅速な決定を図るため、あらかじめ各地方支部内で中継水道事業体となるリストを把握・作成し、運用手順を定めておくとともに、定期的にリストの更新を行うことが望ましい（**様式 8** 参照）。

なお、リストが無い場合等においては、次によって決定するものとする。

- 被災都府県支部等において中継水道事業体を設定する場合
⇒被災都府県支部長等が決定。
- 被災地方支部の他の都府県支部等において中継水道事業体を設定する場合
⇒被災地方支部長が決定。
- 他の地方支部において中継水道事業体を設定する場合
⇒日本水道協会救援本部が決定。

また、中継水道事業体が決定された場合、決定者は速やかに関係者に通知する。

4-6 支援拠点水道事業体

(1) 支援拠点水道事業体の役割

被災水道事業体における被害が甚大で、応援活動の長期化が避けられない場合や物資の調達等に支障が出た場合等には、効率的な応援体制の構築を実現する目的として、被災水道事業体に近接する水道事業体を支援拠点水道事業体に決定する。

具体的に、支援拠点水道事業体には次のような役割がある。

- 給水車への給水基地の提供
- 宿泊場所確保の補助
- 被災地方支部長や被災都府県支部長等との情報連絡の補助 等

(2) 支援拠点水道事業体の決定

支援拠点水道事業体は、被災都府県支部長等が決定するが、他の都府県支部等や地方支部の水道事業体が担当することが合理的な場合は、関係する都府県支部長等、地方支部長、日本水道協会救援本部の協議によって決定する。

また、支援拠点水道事業体が決定された場合、決定者は速やかに関係者に対し通知する（様式9 参照）。